

下水道使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市下水道条例（昭和36年船橋市条例第31号。以下「条例という。」）第20条の規定による下水道使用料の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 減免とは、減免対象者の申請により下水道使用料の一部または全額を免除することという。

(対象)

第3条 この要綱において減免することができる対象は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）（外国籍の場合は、「生活保護法」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発382号厚生省社会局長通知）に基づく措置」に読み替える。）の規定による保護を受けている場合
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている場合
- (3) 計量法（平成4年法律第51号）で定められた計量装置（以下「計量装置」という。）で測定した水量を污水排除量と認定している場合で、給水装置の漏水等により排水設備への流入がなかったと認められる場合。
- (4) 家庭用に使用されている水の庭木散水で地下浸透により排水設備への流入がないと認められる場合で、その水量が使用者の負担で設置した計量装置で測定できる場合。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合。

(減免額)

第4条 減免額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1号及び同条第2号の減免額は、条例第16条の規定により算定した使用料の全額とする。
- (2) 前条第3号の減免額は、漏水等により排水設備への流入がないと認められる水量で次条の規定により算出した污水排除量を上回る水量に相当する使用料額とする。

(3) 前条第4号の減免額は、散水等により排水設備への流入がないと認められる水量に相当する使用料額とする。

(4) 前条第5号の減免額は、市長が認めた額とする。

(漏水等による汚水排除量の算出方法)

第5条 前条第2号の汚水排除量は、次の各号に掲げる方法により算定する。

(1) 過去5年間の同時期の下水道使用料算定の基礎となる汚水排除量（以下「調定汚水排除量」という。）（過去5年間の同データがない場合は、最低過去3年間のデータを対象とする。）の平均値（その値に1 m³未満の端数があるときは、これを切り捨てた水量とする。）及び世帯人数などの使用状況を勘案し算定する。

(2) 前号により算定が不可能な場合、直近の過去3回分の調定汚水排除量（過去3回のデータがない場合は、最低過去2回のデータを対象とする。）の平均値（その値に1 m³未満の端数があるときは、これを切り捨てた水量とする。）及び世帯人数などの使用状況を勘案し算定する。

(3) 前2号の方法による算定ができない場合又は適当と認められない場合には使用の態様を勘案し算定する。

(4) 前各号の方法により算定された汚水排除量が、水道事業管理者が減免決定した更正水量（以下「水道更正水量」という。）より大きい場合には、水道更正水量をもって汚水排除量とする。

(申請)

第6条 減免申請は、船橋市下水道条例施行規則（昭和50年船橋市規則第42号。以下「規則」という。）第33条第1項に規定する「下水道使用料減免申請書（第11号様式）」（以下「減免申請書」という。）により行うものとする。

2 減免の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、減免申請書に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1号に該当する者 福祉事務所長が発行する保護開始決定通知書の写し又は生活保護受給証明書。

(2) 第3条第2号に該当する者 福祉事務所長が発行する受給証明書。

(3) 第3条第3号に該当する者 水道事業管理者が発行する漏水による減免を決定する通知書又はその写し（以下「水道料金減免通知書等」という。）。水道料金減免通知

書等がない場合は、給水装置等の漏水箇所を修繕したことを証するもの又は漏水により排水設備への流入がなかったことを証するもの。

(4) 第3条第4号に該当する者 計量装置の仕様書及び設置場所を記載した図面

(5) 第3条第5号に該当する者 特別の事情を証する書類

3 第3条第3号及び同条第5号に該当する者からの減免申請書は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、当該事実が確認された日から6か月を経過した場合は、受理しないものとする。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、規則第33条第2項に規定する「下水道使用料減免決定通知書（第12号様式）」により、申請者に通知するものとする。

(開始時期)

第8条 減免は、減免を決定した日の翌日以降に算定する使用料から行うものとする。ただし、第3条第3号及び同条5号に規定する減免については、当該減免事由が属する期間の使用料について適用する。

(取消)

第9条 市長は、下水道使用料の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の適用を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請、その他不正な方法により減免を受けた場合

(2) 次条に規定する届出を怠った場合

(3) その他市長が特に必要と認めた場合

2 市長は、前項の規定により減免を取り消した場合は、当該減免を受けていた者に対し、通知するものとする。

(届出義務)

第10条 減免を受けている者は、認定に係る状況等に変更があった場合又は減免事由が消滅した場合は、遅滞なくそれぞれ下水道使用料減免事項変更届出書（第1号様式）又は下水道使用料減免事由消滅届出書（第2号様式）により市長へ届け出なければならない。

- 2 前項の届出があったときは、減免事項の変更については、減免事項の変更があった日以降に算定する下水道使用料から適用し、減免事由の消滅については、減免事由の消滅した日以降に算定する下水道使用料について減免しないものとする。
- 3 市長は、第1項の届出を受けた場合は、減免事項に変更のあった者に対しては下水道使用料減免事項変更受理決定通知書（第3号様式）により、減免事由が消滅した者に対しては下水道使用料減免解除決定通知書（第4号様式）により、それぞれ通知するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に減免の適用を受けている者については、この要綱により減免の適用を受けたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、「減量認定に関する基準」（平成7年10月1日施行）2の③の規定による減量認定の適用を受けている者については、この要綱により減免の適用を受けたものとみなす。

（経過措置）

- 4 平成26年3月31日までの間における第3条第1号及び第2号の規定については、同条第1号中「場合」とあるのは「場合（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158条）の一部を改正する告示（平成25年厚生労働省告示第174号。以下「一部改正告示」という。）により保護を廃止された場合を含む。）」と、同条第2号中「場合」とあるのは「場合（一部改正告示により、支援支給を廃止された場合を含む。）」とする。
- 5 平成27年3月31日までの間における第3条第1号及び第2号の規定については、同条第1号中「場合」とあるのは「場合（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158条）の一部を改正する告示（平成26年厚生労働省告示第136号。以下「一部改正告示」という。）により保護を廃止された場合を含む。）」と、同条第2号中「場合」とあるのは「場合（一部改正告示により、支援支給を廃止された場合を含む。）」とする。

- 6 平成31年3月31日までの間における第3条第1号及び第2号の規定については、同条第1号中「場合」とあるのは「場合（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158条）の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第317号。以下「一部改正告示」という。）により保護を廃止された場合を含む。））」と、同条第2号中「場合」とあるのは「場合（一部改正告示により、支援支給を廃止された場合を含む。））」とする。
- 7 令和2年3月31日までの間における第3条第1号及び第2号の規定については、同条第1号中「場合」とあるのは「場合（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158条）の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第317号。以下「一部改正告示」という。）により保護を廃止された場合を含む。））」と、同条第2号中「場合」とあるのは「場合（一部改正告示により、支援支給を廃止された場合を含む。））」とする。
- 8 令和3年3月31日までの間における第3条第1号及び第2号の規定については、同条第1号中「場合」とあるのは「場合（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158条）の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第317号。以下「一部改正告示」という。）により保護を廃止された場合を含む。））」と、同条第2号中「場合」とあるのは「場合（一部改正告示により、支援支給を廃止された場合を含む。））」とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行し、改正後の下水道使用料の減免に関する要綱の規定は、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行し、改正後の下水道使用料の減免に関する要綱の規定は平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、改正後の下水道使用料の減免に関する要綱の規定は平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行し、改正後の下水道使用料の減免に関する要綱の規定は令和元年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年１０月１日から施行し、改正後の下水道使用料の減免に関する要綱の規定は令和２年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年１月１日から施行し、改正後の下水道使用料の減免に関する要綱の規定は令和３年１月１日から適用する。